

## 小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な主な財政支援制度一覧

※ 下線部分は平成29年度予算における拡充内容

| 事業名                           | 事業内容等                                                                                                                                                              | 予算額（億円）   |             |           | 担当課等                                               |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|-----------|----------------------------------------------------|
|                               |                                                                                                                                                                    | H28<br>当初 | H28<br>2次補正 | H29<br>当初 |                                                    |
| 地方創生推進交付金                     | 官民協働・地域間連携等の観点から先駆的な取組、既存事業の隘路を発見し打開する取組み（政策間連携）、先駆的、優良事例の横展開を支援                                                                                                   | 1,000.0   | -           | 1,000.0   | 内閣府地方創生推進事務局                                       |
| 地方創生拠点整備交付金                   | 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金                                                                              | -         | 900.0       | -         | 内閣府地方創生推進事務局                                       |
| 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業          | 基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における以下の取組を支援<br>・市町村が行う集落ネットワーク圏計画の作成<br>・地域運営組織の組織体制の確立、活性化プランの作成<br>・活性化プランに基づく事業（生活の安全・安心確保対策、都市と地域の交流・移住促進対策、産業振興、地域文化の保存・伝承対策等） | 4.0       | 2.0         | 4.0       | 総務省地域力創造グループ過疎対策室                                  |
| 農山漁村振興交付金                     | 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援                                           | 80.0      | -           | 100.6     | 農林水産省農村振興局<br>農村政策部農村計画課、地域振興課、都市農村交流課<br>整備部地域整備課 |
| 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 | 基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、既存施設の再編・集約に対する支援について、 <u>NPO等による事業も補助対象に追加する拡充を行う</u>                                                | 2.4       | -           | 1.5       | 国土交通省国土政策局<br>地方振興課                                |

| 事業名                                            | 事業内容等                                                                                                                                                                                                                                     | 予算額（億円）      |             |              | 担当課等                       |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|--------------|----------------------------|
|                                                |                                                                                                                                                                                                                                           | H28<br>当初    | H28<br>2次補正 | H29<br>当初    |                            |
| 改正物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業                    | 物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援                                                                                                                                                        | 0.37         | -           | 0.39         | 国土交通省総合政策局<br>物流政策課        |
| 地域公共交通確保維持改善事業                                 | 過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援                                                                                                                                                                                                | 229.0<br>の内数 | 11.3<br>の内数 | 213.6<br>の内数 | 国土交通省総合政策局<br>公共交通政策部交通支援課 |
| 地域福祉活動体制強化事業                                   | （１）多機関の協働による包括的支援体制構築事業<br>相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化、複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築する。<br>具体的には、複合的な課題を抱える相談者を支援するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、市町村において専門職を配置し、包括的な相談体制を構築する事業を実施する。 | 5.0          | -           | 20.0         | 厚生労働省社会・援護局<br>地域福祉課       |
|                                                | （２）住民による地域福祉活動体制強化事業<br>小中学校区等の住民の身近な圏域で、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）等の専門職によるバックアップのもと、地域課題の把握、住民団体等によるインフォーマル活動への支援、公的な相談支援機関等との課題の共有を行い、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築する。                                                                   | -            | -           |              |                            |
| 学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業                        | 学びを通じた地域課題解決やまちづくりの取組を促進するため、関係者の学びと対話、ネットワークづくりの場として、全国７箇所程度において、「学びを通じた地方創生コンファレンス」を開催する                                                                                                                                                | 0.3          | -           | 0.2          | 文部科学省生涯学習政策局社会教育課          |
| 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費（旧地域エネルギー供給拠点整備事業） | 災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、①自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備、②「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援、③緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業への支援を実施。                                                                                                                          | 30.5         | 0.0         | 24.5         | 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課   |

| 事業名                                          | 事業内容等                                                                                                                                               | 予算額（億円）   |             |           | 担当課等                     |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|-----------|--------------------------|
|                                              |                                                                                                                                                     | H28<br>当初 | H28<br>2次補正 | H29<br>当初 |                          |
| 過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費（旧石油製品流通網維持強化事業）       | 石油製品需要の減少（年率2.5%）を上回るガソリンスタンド（SS）の廃業・撤退に歯止めをかけ消費者にとってのSSへのアクセスの利便性を維持するため、①SS過疎地等におけるSSの生産性向上、②SS過疎地等における地域の総合生活サービス拠点への転換、③環境・安全対策を行う中小SS等への支援を実施。 | 7.7       | 0.0         | 14.5      | 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課 |
| 石油製品安定供給確保支援事業                               | 災害時における燃料の安定供給に貢献する中小ガソリンスタンド（SS）による燃料供給体制を確保するため、①自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備、②中小SSの生産性向上による経営安定化への支援を実施。                                                 | -         | 61.0        | -         | 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課 |
| 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業                        | 地球温暖化対策推進法に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画事務事業編」について、その大胆な強化・拡充や取組体制の整備に向けた調査・検討に係る費用を補助<br>加えて、先進的な取組を行うことを条件に、同計画に基づく庁舎等への省エネ設備導入も補助     | 50.0      | -           | 32.0      | 環境省総合環境政策局環境計画課          |
| 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業                       | 再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するものについて、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助                                                                | 60.0      | -           | 80.0      | 環境省総合環境政策局環境計画課          |
| 防災・減災、国土強靱化及び地域の低炭素化に資する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 | 地域防災計画に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等に対して、防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、コジェネレーションシステム、未利用エネルギー活用設備、省エネルギー設備、蓄電池等を導入する事業を支援                              | -         | 19.9        | -         | 環境省総合環境政策局環境計画課          |

# 地方創生推進交付金

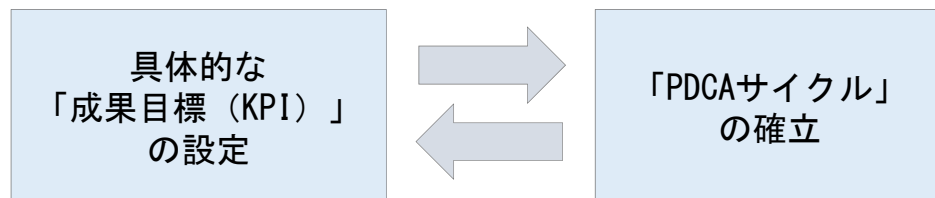
29年度予算額 1,000億円（28年度予算額 1,000億円）

## 事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定



## 対象事業・具体例

### ① 先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
- 例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等

### ② 先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

### ③ 既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

## 29年度からの運用弾力化

### ① 交付上限額の引上げ（事業費ベース）

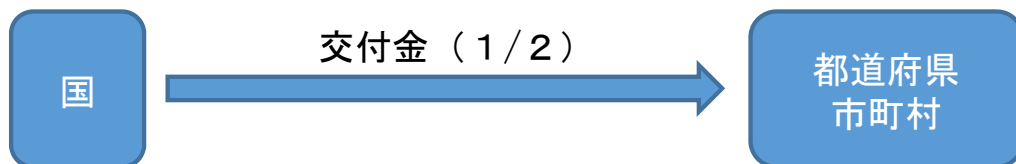
|        |          |                   |
|--------|----------|-------------------|
| 【都道府県】 | 先駆       | 6.0億円（28年度：4.0億円） |
|        | 横展開・隘路打開 | 1.5億円（28年度：1.0億円） |
| 【市区町村】 | 先駆       | 4.0億円（28年度：2.0億円） |
|        | 横展開・隘路打開 | 1.0億円（28年度：0.5億円） |

※ 地方の平均所得の向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。

### ② ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。
- ・ただし、1/2以上になる事業であっても、地方の平均所得の向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

## 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）

# 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

平成29年度予算：4.0億円

- 集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(「小さな拠点」)において、住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援。

## 集落ネットワーク圏における取組イメージ



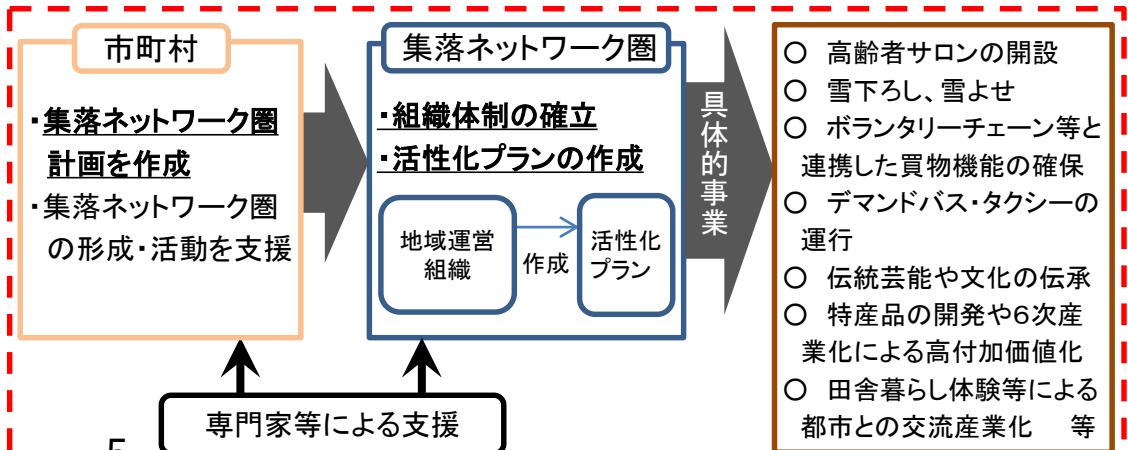
役場所在地域

・役場・病院・商店街  
・事業所 ・駅

※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

## 施策の概要

- |                 |                                                     |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| (1) 事業実施主体      | 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織<br>(地域運営組織)<br>※ 交付金の申請は市町村が行う。 |
| (2) 交付額         | 1事業当たり 2,000万円以内                                    |
| (3) 平成29年度予算積算額 | 400,000千円                                           |
| (4) 対象事業        | 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び<br>活性化プランに基づく活性化のための事業          |



53 農山漁村振興交付金 【10,060(8,000)百万円】

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

＜背景／課題＞

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、農山漁村の維持発展等に向けて、農業者等の地域住民の就業の場を確保するとともに、地域の創意工夫による取組を進め、所得の向上や雇用の増大に結びつけていくことが必要です。
- ・特に「農泊」の推進を通じて、増大するインバウンド需要を呼び込み、農山漁村の所得の向上・億総活躍社会の実現に向けて、農業と福祉が連携した農福連携への期待が全国的に高まっています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させることなどにより、農山漁村の自立発展を目指す。

＜主な内容＞

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 1,447(1,915)百万円  
農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。また、福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援します。

2. 山村活性化対策 780(750)百万円  
特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。

3. 農泊推進対策 5,000(一)百万円  
「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる体制、制の構築、地域資源を観光コンシテントとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援します。

4. 農山漁村活性化整備対策 2,833(5,335)百万円  
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。

事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等  
交付率：定額、1／2等

お問い合わせ先：

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 都市農村共生・対流対策及び農泊推進対策に関すること | (03-3502-5946) |
| 地域活性化対策に関すること             | (03-6744-2203) |
| 山村活性化対策に関すること             | (03-6744-2498) |
| 農山漁村活性化整備対策に関すること         | (03-3501-0814) |

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。

## 農泊推進対策（新規）

- 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った「農泊地域」の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築
- ・伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年 等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1／2等

## 都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援
- 福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援



活動計画づくり



高齢者のいきがい農園の整備



障害者による玉ねぎ収穫

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：
  - 都市農村共生・対流対策：上限2年
  - 地域活性化対策：上限5年
- 交付率：定額（上限800万円等）、1／2

## 山村活性化対策

- 特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援



地域産品の加工・商品化

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（上限1,000万円）

## 農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設等



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設



就業のために必要な研修施設

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1／2等）

## 主な重点プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

「農」と福祉の連携プロジェクト

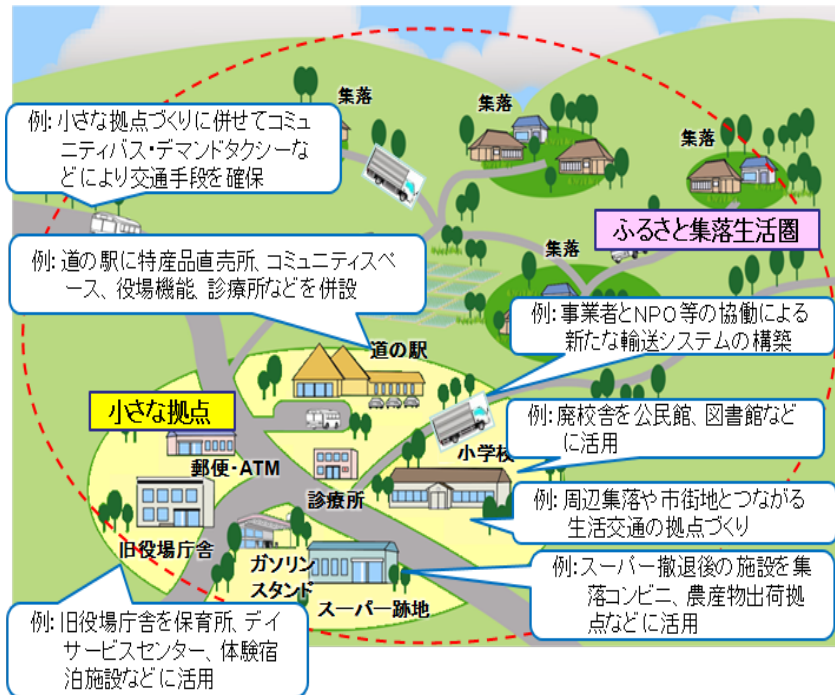
農親連携プロジェクト

空き家・廃校活用交流プロジェクト

# 「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。「小さな拠点」は、地域外の人が利用する施設を組み入れることにより、「対流拠点」となることが期待される。

このため、既存施設の再編・集約に対して、NPO等による事業も補助対象に追加するとともに、新たなモデル性の高い事業に重点化して支援を行う。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

## ○補助制度の概要

(※下線部は平成29年度拡充要求に係る部分)

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業  
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村等の条件不利地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等 (間接補助)
- 対象事業

遊休施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた既存施設の再編・集約に係る改修

## ○フォーラムや交流会の開催

「小さな拠点」に関する取組の裾野を広げるため、フォーラムや交流会の開催等により「小さな拠点」形成に係る考え方や既存ストックを有効活用したモデル事例に係る情報提供等を積極的に行う。

# 地域内の共同輸配送等の調査支援

○改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画※の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等に対して運行経費支援を実施。

※総合効率化計画は、物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提とした多様な取組が対象。

## 事業概要

### 1. 補助対象事業者

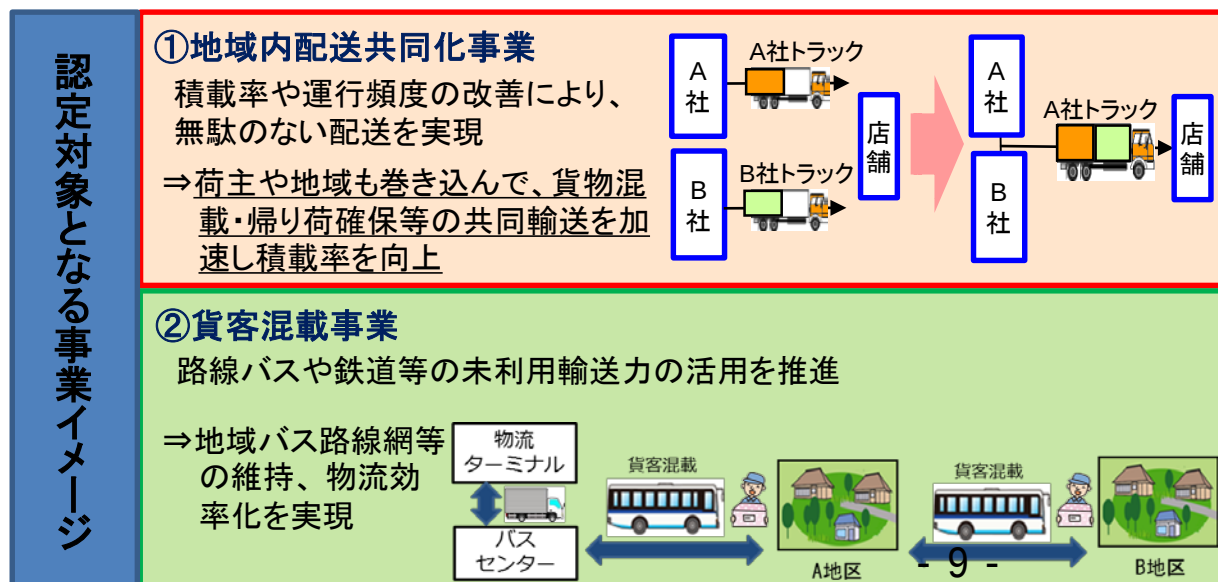
荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

### 2. 補助対象経費(補助率)

計画策定経費(定額)、運行経費(最大1/2)

### 3. 平成28年度予算額:37百万円

平成29年度予算額:39百万円



○ 省力化された効率的な物流の実現

⇒潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える効率化した物流を実現

○ トラックドライバー不足の解消

⇒就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持

○ CO<sub>2</sub>排出量の大幅な削減

⇒社会への貢献度の高い物流の実現

# 地域公共交通確保維持改善事業

コンパクト＋ネットワークの実現にとって不可欠な  
地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援

平成29年度予算額 214億円

## 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

### <支援の内容>

- 幹線バス交通の運行  
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行  
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航  
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。

## 快適で安全な公共交通の構築

### <支援の内容>

- ノンステップバスの導入、鉄道駅におけるホームドアの整備、内方線付点状ブロックの整備 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新 等

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、  
まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

## 地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

### <支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査
- 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価

地域公共交通網  
形成計画

地域公共交通再編  
実施計画

国の認定

## 地域公共交通ネットワーク再編の促進

### <支援の内容>

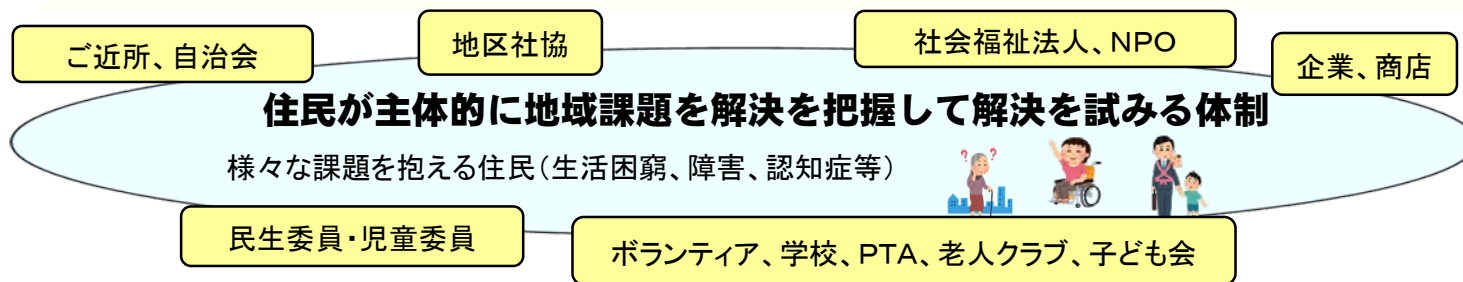
- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業の実施  
・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入 等

# 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

平成29年度予算 20億円  
実施主体：市町村(100か所程度)

## (1) 地域力強化推進事業(補助率3/4) (平成29年度～ 新規)

住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援するための事業。



地域における他分野  
まちおこし、産業、  
農林水産、土木、  
防犯・防災、環境、  
社会教育、交通、  
都市計画

### 住民が主体的に地域課題を解決を把握して解決を試みる体制づくりを支援

**[1]** 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

**[2]** 地域の課題を「丸ごと」受け止める場(※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

ニッポン一億総活躍プラン  
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

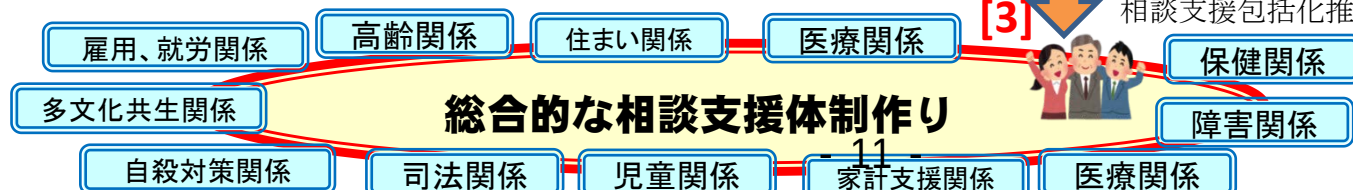
## (2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する事業。

平成28年度～

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握  
多職種・多機関のネットワーク化の推進  
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出  
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

# 学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業

(前年度予算額 32,507千円)

29年度予定額 22,487千円

## ～地域力活性化コンファレンスの開催～

第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、これまで各地域で取り組んできた地域課題解決の優れた取組や先進的な実践等において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、学びによる地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発を行う。

### I. 地域力活性化支援委員会の設置

- ・各ブロックでの地域力活性化コンファレンス開催にあたり、実施内容、詳細な企画の検討。
- ・コンファレンスへのアドバイザー支援。
- ・コンファレンスで取り上げた実践事例のフォローアップを行い、その効果・課題等を分析した事例集の作成。

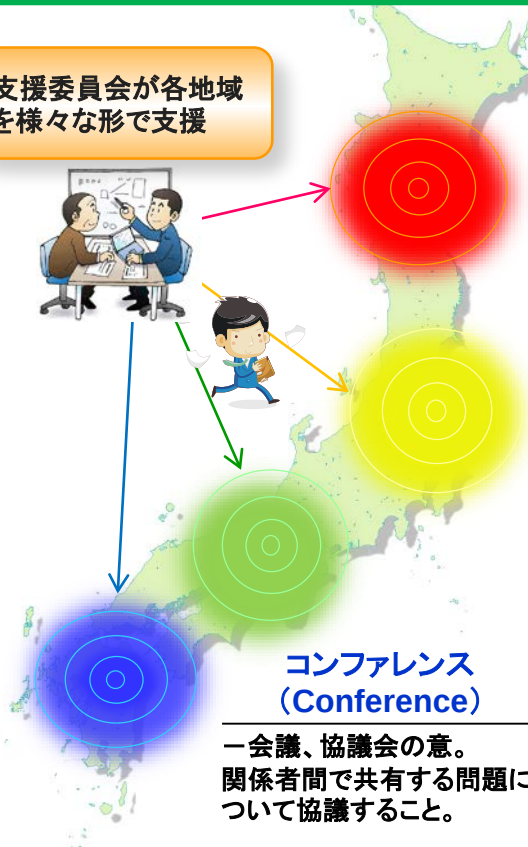
コンファレンス企画審査等：7百万円

### II. 地域力活性化コンファレンスの開催

- ・全国4箇所において、都道府県、市町村、NPO、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けた関係者間の効果的マッチングやネットワークを構築しつつ、課題の共有、解決のための協議を実施。

全国4箇所×3百万円、その他経費：2百万円

支援委員会が各地域を様々な形で支援



一会議、協議会の意。  
関係者間で共有する問題について協議すること。

### コンファレンスの主な実施内容

#### 【27年度実施例】

#### 地域力醸成コンファレンsinしまね

徹底的な事例研究



支援スキル・  
ノウハウの習得



関係者間での出会いと対話の創出

### 成果

- 公民館等の「学びの場」を拠点として、様々な主体との連携・協働のネットワークづくり
- 活力ある地域コミュニティ形成のための学びによる地域の課題解決、地域力活性化の取組の促進

# 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

平成29年度予算額 24.5億円（20.2億円）

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、以下の事業を実施します。

#### (1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」(※1)の整備

平成28年4月の熊本地震において、災害時における燃料供給拠点としてのガソリンスタンド（SS）の役割が再認識されました。このため、こうしたSSに、自家発電機を整備し、SSの災害時対応能力を強化します。

#### (2) 「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援

「住民拠点SS」及び「中核SS」（※2）が保有在庫量を増加するための地下タンクの入替・大型化を支援します。

#### (3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

SSの災害対応能力強化のための研修・訓練を支援します。

※1 自家発電機を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となるSS

※2 災害時に緊急車両等に優先給油を行うSS

### 成果目標

- 本事業を通じ、災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」を平成31年度頃までに8,000箇所整備するなど、石油製品の供給体制の構築を通じた災害対応力の向上を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### (1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備

#### 災害対応設備の導入



・自家発電機の導入



・熊本地震時のSS混雑の様子

### (2) 住民拠点SS、緊急車両用中核SSの供給力強化に係る設備導入支援

#### 地下タンクの入替・大型化



・鋼製一重殻タンクの撤去及び大型二重殻タンクの設置

### (3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

#### 災害対応能力強化のための研修・訓練



災害時の石油製品の  
安定供給体制を構築

# 過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費

平成29年度予算額 **14.5億円（18.2億円）**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 石油製品需要の減少（年率2.5%）を上回るガソリンスタンド（SS）の廃業・撤退に歯止めをかけ消費者にとってのSSへのアクセスの利便性を維持するために、SSの生産性向上や地域の総合生活サービス拠点への転換による経営基盤強化及び、環境・安全対策を支援します。

### (1) SS過疎地等におけるSSの生産性向上

①SS過疎地等において、需要減少に応じた複数SSの統合・集約・移転を通じた生産性・設備稼働率等の向上を支援します。

### (2) SS過疎地等における地域の総合生活サービス拠点への転換

SSを地域の総合生活サービス拠点に転換し、経営基盤を強化するため、  
②地域の実情の変化を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業や、人材育成・マッチングを支援します。

### (3) 環境・安全対策を行う中小SS等への支援

③地下タンクからの危険物漏えい防止対策に係る補強等の工事や漏洩点検検査、④地下タンク等の撤去を支援します。

### 成果目標

- 本事業を通じて、SSの廃業・撤退（現在は年率3.5%減）に歯止めをかけ、石油製品需要の減少並（年率2.5%減）まで抑えることを目指します。

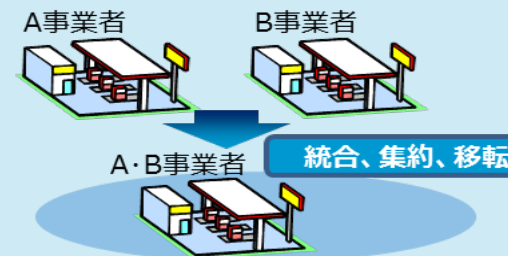
### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### (1) 中小SSの生産性向上による経営基盤強化

#### ①SS過疎地等における複数SSの統合・集約・移転



### (2) 地域の総合生活サービス拠点への転換

#### ②実証事業、人材育成・マッチング等

[実証例]



<講義形式の研修>



<実地の研修>



### (3) 環境・安全対策を行う中小SS等への支援

#### ③漏えい防止対策、土壌汚染の早期発見

- ・内面ライニング施工
- ・電気防食システム設置
- ・精密油面計設置
- ・危険物の漏れの点検に係る検知検査等

#### ④タンク放置防止





## 背景・目的

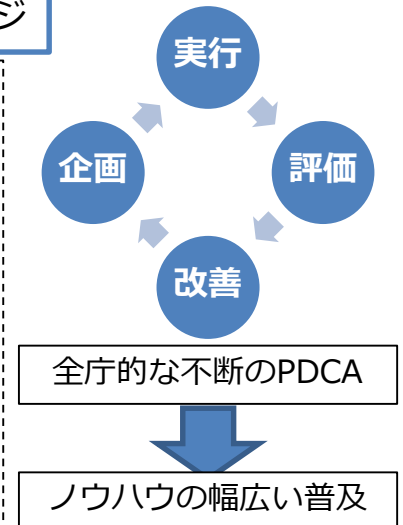
- 平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、2030年度に2013年度比で26.0%削減するとの中期目標が掲げられ、このうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2030年度に2013年度比で約40%減が目標とされており、全部門で最も厳しいものとなっている。
- その達成方策の一つである「地方公共団体の率優先的取組と国による促進」として、地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「地方公共団体実行計画事務事業編（以下「事務事業編」という。）」を策定し、PDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めるとしているものの、現行の事務事業編において、上記のような高い目標が掲げられている例は少ない。
- そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、取組の企画・実行・評価・改善（以下「カーボン・マネジメント」という。）を組織を挙げて不断に実施するよう促す必要がある。

## 事業概要

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業  
地球温暖化対策計画を踏まえた事務事業編の改定等、事務事業編に基づく取組の大幅な強化・拡充、及びカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討（施設の管理・運転状況の確認、省エネ診断、ESCOの設計等）に係る費用を補助。
2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業  
先進的な取組を行おうとする地方公共団体に対して、下記①及び②の提出を条件として、庁舎等への設備導入を補助。  
条件①：カーボン・マネジメント体制の整備計画  
※エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減のための取組の評価・改善を全庁的かつ定期的に実施するもの。  
条件②：カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針

## カーボン・マネジメントのイメージ

**企画**：組織全体のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を算定・分析し、全体及び個々の部局等の単位ごとに排出削減量及び対策目標を設定。  
**実行**：排出抑制等指針を参酌しつつ、先進的な低炭素設備を導入・運用し、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量やエネルギーの使用状況等を算定・把握。  
**評価**：目標と実績を比較して継続的な改善が図られているかを評価し、改善余地を模索。  
**改善**：評価結果を基に組織を挙げて更なる改善を検討・実施。



※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

## 事業スキーム

1. 補助対象：地方公共団体等（間接補助）  
補助割合：都道府県・政令市：1/2、  
政令市未満市町村・特別区及び一部事務組合等：定額（ただし、いずれも上限額1,000万円）  
実施期間：3年間（平成28～30年度）
2. 補助対象：地方公共団体等（間接補助）  
補助割合：都道府県・政令市・その他の法人（地方公共団体等と共同申請）：1/3、財政力指数が全国平均以上の政令市未満市町村・特別区及び一部事務組合等：1/2、財政力指数が全国平均未満の政令市未満市町村・特別区：2/3  
実施期間：5年間（平成28～32年度）

## 期待される効果

- 「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。



# 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（経済産業省連携事業）

平成29年度予算  
8,000百万円（6,000百万円）

## 背景・目的

平成28年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

## 事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度（最大5年間）



※熱利用設備に対する民間事業者への補助は経済産業省（資源エネルギー庁）が実施。

（系統連系されていない離島における電気・熱利用設備に対する民間事業者への補助は環境省が実施）

## 事業概要

再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO<sub>2</sub>削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

## 期待される効果

再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー電気・熱の将来的な自立的普及を図る。  
（本事業によるCO<sub>2</sub>排出削減見込量は838,188t-CO<sub>2</sub>）

## 導入拡大への課題と地方公共団体による対応の例

| 課題と具体例            | 課題対応の例                                              |
|-------------------|-----------------------------------------------------|
| 持続可能かつ効率的な需給体制の構築 | バイオマス、小水力、地熱・温泉熱等の持続可能な調達・利用、需要施設とのマッチング            |
| 事業コストの低減          | 事業適地の減少、土地賃借料の上昇                                    |
| 社会的受容性の確保         | 周辺住民の理解の醸成、農林水産業者や温泉事業者等との調整                        |
| 自然環境との調和          | 太陽光発電、風力発電、地熱発電の導入に伴う景観の保全                          |
|                   | 供給元から需要家までの供給一貫体制の構築、まちづくりと一体となった需要と供給の一致・調整        |
|                   | 公共施設への率先導入、公共用地の提供、事業に係る出資や固定資産税の減免                 |
|                   | 地域協議会の設置・運営を通じた関係者の理解・協力の増進、離島の自然環境や地理的制約を考慮した適切な導入 |

## 事業イメージ（木質バイオマスの例）

